## 今治市総合教育会議運営要綱

平成27年7月14日制定 令和4年4月1日改正 総合教育会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定により、今治市総合教育会議(以下「会議」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

- 第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、 あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項並び に会議の公開の有無を今治市教育委員会委員に対し通知するものとする。
- 2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、公表するものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合(会議を中止した場合を 含む。)について準用する。

(意見聴取)

第3条 市長は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識 経験を有する者の会議への出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くこ とができる。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、市長が務める。

(会議の非公開)

第5条 市長は、会議の中途において、議事内容が法第1条の4第6項ただし書に該当すると判断した場合は、緊急に会議を非公開とすることができる。

(傍聴)

- 第6条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他 必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿にその住所、氏名及び生 年月日を記入しなければならない。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他議長が傍聴を不適当と認める者
- 4 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 私語、談話、拍手等をすること。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
  - (4) 飲食をすること。
  - (5) 写真若しくは動画を撮影し、又は録音等すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。
- 5 議長は、傍聴人が前項に掲げる行為を行ったときは、これを制し、その命令に従 わないときは、これを退場させることができる。
- 6 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたときは、速やかに退場しなければならない。 (議事録)

第7条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者(傍聴人を除く。)の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、総合教育会議担当課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。 附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。ただし、この要綱の施行の際現に在職する教育長がその任期中に在職する間は、第7条第2項中「教育長」とあるのは「教育委員会委員長」と読み替える。

附 則(令和4年4月1日総合教育会議要綱)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。